

令和7年度備前おかやま地域産品振興事業委託業務仕様書

1 委託業務名

令和7年度備前おかやま地域産品振興事業委託業務

2 業務の目的

備前県民局管内（※1）の中小ものづくり企業・団体等（以下「事業者」という。）が製造・加工又は販売する産品（以下「産品」という。）を集めた販売イベントを首都圏等で開催し、産品の認知度向上を図るとともに、今後の商品開発等に資する情報をフィードバックする。また、商品ブラッシュアップに係るアドバイスや商談会等を実施し、商品開発や販路開拓を目指す管内事業者を支援する。

（※1「備前県民局管内」：岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町）

3 業務内容

次の（1）～（7）の業務をすべて実施すること。なお、（1）～（7）の業務を適切に実施した上で、下記7の委託限度額の範囲内において、業務の目的を達成するために効果的な企画を立案し、実施することができるものとする。

（1）産品を集めた販売イベントの実施

所在場所が異なる2箇所以上で産品を集めた販売イベントを実施すること。

ア 実施場所

2箇所以上のうち少なくとも1箇所は首都圏（東京23区内が望ましい）に所在する多数の来場者数を有する商業施設等において、産品販売の場を設置すること。その他実施場所については、所在エリアは問わない。

イ 実施期間

1箇所につき、連続した14日程度を想定しているが、実施場所の箇所数に応じ、増減しても構わない。

ウ 販売スペースの面積

首都圏での販売イベント会場については、100種類程度の産品の陳列・販売が可能なたままとったスペースを確保することが望ましい。また、会場での直接プロモーション（試食・試飲等）を希望する事業者がいる場合は、可能な範囲で実施できる体制を整えること。

【参考：昨年度出品事業者 28事業者】

オ 展開商品の選定

県民局や施設と調整した上で、受託者において展開商品を選定すること。

カ プロモーションの実施

首都圏での販売イベント会場において、管内の特産品である酒米「雄町」を使った地酒の試飲・販売会を同時実施すること。実施に当たっては、参加を希望す

る管内蔵元による試飲会が実施できる体制を整えること。

なお、プロモーションの実施場所については、酒類の試飲及び販売が可能な場所とし、産品販売の場と同一スペース内に限らないが、産品の販売イベントとの相乗効果が見込めるような場所とすること。

プロモーション実施に係る詳細については、県民局と別途協議の上決定するものとする。

キ 商品開発等に資する情報の収集

展開した商品に対するお客様の反応や改善事項など今後の商品開発等に資する情報を収集すること。

ク バイヤー視察

3（5）のバイヤーによる販売イベントの現場視察を行うこと。

ケ その他

施設との連絡調整、発注や在庫管理等に関する事業者との連絡調整、会場の設営・撤収、販売イベントの管理運営（帳合業務を含む）を行うこと。また、必要な什器等の手配・操作・撤去、物販等に係る許認可手続、必要な行政機関への届出等の手続など、関連業務を包括するものとする。

（2）セミナーの実施

販売イベント参加事業者に対し、商品開発や販売力向上に資するセミナーを実施すること。実施に当たっては、市場ニーズ、商談スキル、ブランディングなど、ノウハウを提供できる内容とし、販売イベント実施前に1回程度実施すること。なお、県民局での対面実施が望ましいが、オンラインでの実施も可とする。

（3）商品ブラッシュアップの実施

販売イベントに参加する事業者のうち、希望する事業者に対して商品ブラッシュアップや商品開発に関するアドバイスを行うこと。

また、選定した事業者（4事業者程度を想定）に対しては、具体的なパッケージデザインの指導やデザイン提供など、商品ブラッシュアップ完成までの伴走型支援を行うこと。

（4）フィードバックの実施

販売イベントの売上結果に加え、来場客や3（5）のバイヤー及び販売スタッフの声、今後の商品開発等に資する情報やアドバイスを事業者へフィードバックすること。

（5）商談会の実施

バイヤー2者程度を招請し、商談会を実施する。県民局での対面実施が望ましいが、オンラインでの実施も可とする。

（6）広報等の実施

ア 産品及び備前エリアの認知度向上に資するよう、販売イベントやプロモーションの実施に必要な装飾やPOP等を作成すること。

イ SNSやWEB等を効果的に活用し、販売イベント等の情報発信を行うこと。

（7）目標の設定等

事前に目標KPIを設定し、目標が達成されるよう業務を実施すること。

4 実施体制等

- (1) 県民局と綿密な連携を図りながら、業務が円滑に遂行できる体制をとること。
- (2) 業務の実施に当たっては、衛生対策を十分に講じること。

5 その他条件等

(1) 業務分担

ア 上記3の業務内容に係る関連業務のうち、次に掲げるものは県民局が行う。

- ・管内事業者への事業参加募集及び応募受付
- ・受託者への応募事業者（商品）に係る情報提供
- ・応募事業者に対する展開商品の選定結果の通知
- ・上記3（2）のセミナー、3（3）の商品ブラッシュアップ、3（4）のフィードバック及び（5）商談会に係る会場確保・設営（対面実施の場合）

(2) 費用分担

ア 上記3の業務内容に係る費用のうち、次に掲げるものは県民局が負担する。

- ・上記（1）アに係る経費

イ 上記3の業務内容に係る費用のうち、次に掲げるものは販売イベント参加事業者が負担する。

- ・納品等に伴う送料
- ・委託販売の際の販売手数料
- ・商品代金振り込み時の振込手数料

ウ 上記3の業務内容に係る費用のうち、上記ア、イを除く経費は全て受託者が負担する。

6 委託予定期間

契約締結日から令和8年2月28日（土）までの間とする。

7 委託限度額

7,692,960円（消費税及び地方消費税を含む）

8 実績報告書の提出

委託業務終了後、速やかに事業実績報告書を作成し、県民局に提出すること。

9 著作権等

- (1) 本業務により著作権が生じた場合、当該著作権は全て県民局に帰属するものとし、受託者は県民局の許可なく複製、公表、貸与及び使用しないものとする。
- (2) 著作権・肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託者は必要な権利処理を行うものとする。

- (3) 業務を実施するに当たり、第三者が権利を保有する素材（タレント等の著名人、キャラクター、音楽等）の活用も可とする。その際には、受託者は権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い、出演料及び利用料の支払い、スケジュール調整、交通手段の確保等、その他付随する業務全般を実施すること。

10 秘密保持

- (1) 県民局は、提出された提案書等について、本業務における契約予定者の選定以外の目的で使用しないこととする。
- (2) 本業務に関して、受託者が県民局から受領又は閲覧した資料等は、県民局の了解なく公表又は使用してはならないこととする。
- (3) 本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、個人情報の保護については、十分に注意し、流出・損失を生じないこと。

11 その他

- (1) 本業務の成果は県民局に帰属する。
- (2) 提案に当たっては、実現可能性のあるものとする。ただし、必ずしも提案の内容どおりに実施するとは限らない。実施内容に当たっては、県民局と協議し決定するものとする。
- (3) 県民局は、受託者に対し、必要に応じて業務の状況について報告を求めることができるものとする。
- (4) 受託者は業務を実施するに当たり、業務を一括して第三者に委託することはできない。ただし、事業を効率的に行う上で必要と認めるときは、あらかじめ県民局の承諾を得た上で、その一部を再委託することができるものとする。
- (5) 本仕様書に明記されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、県民局との協議により進めるものとする。